

岩の力学連合会「論文賞」「技術賞」「フロンティア賞」「博士論文賞」授与規則

(目的)

第1条 この賞の目的は、「岩の力学」に関連した技術の進展に著しい貢献をした、すぐれた業績を表彰することにより、その成果をたたえるとともに会員（正会員、学生会員および賛助会員）の意識の高揚をはかることにある。

(賞の名称)

第2条 この賞の名称は、岩の力学連合会論文賞、岩の力学連合会技術賞、岩の力学連合会フロンティア賞、岩の力学連合会博士論文賞という（以下「論文賞」、「技術賞」、「フロンティア賞」、「博士論文賞」という）。

(受賞の対象)

第3条 論文賞の受賞の対象は、事業年度の2年度前の10月から当該事業年度の9月までに、国内外で発行された学協会誌やシンポジウム等で公表された岩の力学関係の論文を対象とし、岩の力学もしくは岩盤工学の進歩に著しい貢献をしたと認められる岩の力学連合会の正会員および学生会員の作成した論文とする。ただし、上記の募集対象期間から遡って過去1年間（事業年度の3年度前の10月から事業年度の2年度前の9月）の間に、公表された対象論文と関連した論文も対象論文と合わせて受賞の対象としても可とするものとする。

2. 技術賞の受賞の対象は、調査・計画・設計・施工・開発・防災・維持管理・環境保全等で、岩盤技術の進展に顕著な貢献をしたもの、または、すぐれた特色を有する画期的な業績であると認められるもので、会員が直接関与したものとする。
3. フロンティア賞の受賞の対象は、岩の力学に関連する新しい分野、学際分野で岩の力学の新境地を開いた業績（論文、装置、システム、ソフトウェア等）、もしくは新しい分野に対して果敢に挑戦した萌芽的業績と認められるもので、会員が直接関与したものとする。
4. 博士論文賞の対象は、事業年度の前年度の1月から当該事業年度の12月までに、国内外の大学で学位が授与された者の博士論文を対象とし、岩の力学もしくは岩盤工学の進歩に著しい貢献をしたと認められる岩の力学連合会の正会員または学生会員の作成した論文とする。国際的に通用する優れた若手研究者の研究成果を評価し奨励することを目的として、受賞論文を岩の力学連合会の推薦として当該事業年度に募集される ISRM の Rocha メダルに応募することを原則とする。

(公募と応募)

第4条 岩の力学連合会は、選考委員会の作成した募集要項にのっとり、論文賞候補、技術賞候補、フロンティア賞候補を事業年度の10月より12月末まで公募する。博士論文賞候補は、当該事業年度の7月より9月末まで公募する。博士論文賞候補に

については、当該事業年度の 10 月から 12 月までの期間に授与される見込みの博士論文の応募も受け付ける。

2. 応募は、自薦または他薦により行う。
3. 推薦者および受賞候補者は、岩の力学連合会の会員であることとする。ただし、技術賞およびフロンティア賞に関して筆頭応募者が賛助会員の場合、共同応募の法人等は賛助会員でなくても良いものとする。
4. 各賞の応募は、他の団体の表彰に応募することを規制するものではない。

(選考委員会)

- 第 5 条 岩の力学連合会に論文賞、技術賞、フロンティア賞、博士論文賞を選考するため、岩の力学連合会賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）をおく。
2. 選考委員会は、各賞の候補を公募し、応募の中から選考する。
 3. 委員は、組織団体から 2 名、他の連携学協会から 1 名選出し、原則として常任理事会にはかって理事長が委嘱する。
 4. 選考委員会に委員長をおく。委員長は、原則として岩の力学連合会の副理事長とする。
 5. 選考の公平を期すため、委員または委員長の関係者が賞に応募した場合は、該当する委員または委員長はその賞の選考にかかわらないものとする。
 6. 選考委員会運営に必要な事項については、別に定める内規による。
 7. 選考委員会は、別に定める細則によって選考を行う。

(賞の手続きと決定)

- 第 6 条 理事長は選考委員会の答申を受けて論文賞、技術賞、フロンティア賞、博士論文賞を決定し、理事会に報告する。

(表彰の時期・方法・開示)

- 第 7 条 各賞の表彰は、原則として選考した事業年度の翌年度の社員総会において賞状、副賞等を授与して行う。
2. 各賞の内容は、表彰した社員総会において講演発表を行う。また電子ジャーナルに投稿しなければならない。ただし、受賞対象論文が電子ジャーナル投稿論文の場合にはこの限りでない。
 3. 選考委員会は、理事会に報告があった後、速やかに Rock Net 委員会および電子ジャーナル委員会に選考結果を連絡しなければならない。

(実施期日)

- 第 8 条 この規則は、平成 16 年 6 月 15 日より実施する。

(規則の改廃)

- 第 9 条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行うことができる。

平成 16 年 6 月 15 日 理事会制定

平成 17 年	1 月 26 日	理事会変更
平成 19 年	12 月 21 日	理事会変更
平成 22 年	5 月 14 日	理事会変更
平成 24 年	2 月 10 日	理事会変更
平成 27 年	11 月 16 日	理事会変更
平成 28 年	3 月 31 日	理事会変更
平成 28 年	12 月 19 日	理事会変更
平成 29 年	3 月 16 日	理事会変更
平成 30 年	3 月 30 日	理事会変更